

# 障害のある方のための職場実習推進事業のご案内

～ まずは職場実習の受入れからはじめてみませんか ～

静岡労働局では、雇用管理のノウハウが乏しく障害者の雇い入れに不安を感じている企業と、一般就労に対する不安を感じている障害者双方の不安を解消し理解を促進するため、障害者が企業において職場体験を行う職場実習を推進しています。

## 障害者の法定雇用率が引き上げられました

令和8年7月より民間企業の法定雇用率は**2.5%→2.7%**、対象事業主は**40.0人以上→37.5人以上**になりました

## 除外率が引き下げられました

令和7年4月より、除外率が各除外率設定業種ごとに、それぞれ**10ポイント引き下げ**られました

## 職場実習推進事業の内容

実習対象者	就労支援機関を利用している方 ※就労支援機関とは、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(A型・B型)等を指します
実習日数	原則として3日～10日の間（1週間～1ヶ月の期間で設定）
実習時間	1日3時間から当該事業所の所定労働時間を超えない範囲内で設定
実習内容	危険な作業を伴わないもの
担当者の選任	事業所において実習のための担当者を選任
賃金などの支払い	賃金及び通勤手当等諸手当の支給はなし
傷害・損害賠償責任保険	就労支援機関において実習中の事故等に備えた保険に加入
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習後の雇用を前提としたものではありません。</li> <li>・職場実習実施にあたり知り得た秘密を第三者に口外してはならないこととします。</li> <li>・要件によっては、障害者職場実習等支援事業の受入謝金を申請できる場合があります。詳細は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページをご覧ください。</li> </ul> <div style="text-align: right;"> <a href="https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/s_syokubajisyu_jigyo/sub04_syokubajisyu.html">https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/s_syokubajisyu_jigyo/sub04_syokubajisyu.html</a> </div>

障害者職場実習等支援事業

検索



## リスト登録から実習までの流れ

### ① 相談・説明

必要があれば就職支援コーディネーターが、事業について説明させていただきます。

### ② 実習受入候補事業所リストに登録

「職場実習受入回答票」にて登録をお願いします。

### ③ リストの提供

就労支援機関に「職場実習受入候補事業所リスト」を提供いたします。

### ④ 実習の依頼

就労支援機関から実習の希望があった場合、労働局が事業所へ実習の可否について確認いたします。

### ⑤ 実習の日程調整

見学・実習が可能な場合、就労支援機関が事業所に連絡し、日程や内容等について打ち合わせをいたします。

### ⑥ 実習の実施

実習期間中、就労支援機関が必要に応じて事業所を訪問し実施状況を把握。課題把握や必要な環境調整への支援・助言等を行います。

### ⑦ 実習終了後の振り返り

就労支援機関とともに実習終了後に振り返りを行います。

## ご登録はこちらから

職場実習受入に協力いただける事業主様は、こちらの受入回答票フォームよりご登録下さい。

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou22/syokubajissyuu>



## このような事業主の皆様に

- ☑ 障害者雇用をしたいと考えているが、経験がないため雇用にためらいがある
- ☑ 障害のある人がどんな仕事ができるかわからない
- ☑ 障害者雇用の経験はあるが、なかなか定着しない
- ☑ 地域に貢献したい

## 実習実績（一部抜粋）

### 製造

ライン作業、検品、箱詰め、通い箱の片付け、清掃、事務補助

### 小売

商品陳列、品出し、シール貼り、棚卸し、袋詰め、清掃

### 倉庫・物流

ピッキング、タグ付け、梱包、商品整理、清掃

### 建設

郵便物発送・仕分け、データ入力、電話対応、総務事務補助、清掃

### 医療・福祉

介護・看護補助、調理補助、環境整備、洗濯、話し相手

### 飲食

開店前の仕込み、開店準備、荷受け業務、清掃

### 教育・サービス

郵便物発送・仕分け、データ入力、資料準備、電話・来客対応、図書館業務

## 職場実習で得られること

### 障害のある方

- ・ 就労意欲が喚起される
- ・ 職業能力の理解や適正・能力にあった職業選択の参考となる
- ・ 企業で働く上で求められるスキルの理解が深まる
- ・ 職場に必要な配慮が検討できる

### 受入事業主

- ・ 障害者雇用に対する不安が薄れ、雇用に対して抵抗感が少なくなる
- ・ 現場で共に働く社員を含め「障害者を知る」ことから始められる
- ・ 支援機関の連携・協力のもと障害者雇用に対する理解が深められる

実習期間中は  
就労支援機関がしっかり  
サポートします！！

静岡労働局職業安定部  
公式キャラクター

ガロンヌ



## 実習受入企業のこえ

- ・ 新鮮な風が入り職場が活性化された ・ 実習生の成長ぶりに職員が刺激を受けた
- ・ 職場内の合理的配慮について検討するきっかけとなった ・ 安全面での見直しができる
- ・ 支援機関とつながり、業務の切り出しやマッチする利用者の紹介、職場定着まで継続的に支援を受けることで障害者雇用がすすんだ
- ・ 障害者雇用の具体的なイメージを持つことができた
- ・ 支援機関のアドバイスのもと、作業見本を作ったり声かけをするなど配慮をすることで、障害があっても十分戦力となり得ることがわかった

## 職場実習に関するご相談・お問い合わせ

静岡労働局 職業対策課 就職支援コーディネーター

TEL 054-271-9970

E-mail : [shizuokakyoku-taisakuka22@mhlw.go.jp](mailto:shizuokakyoku-taisakuka22@mhlw.go.jp)